

4月号

No.12

くらしのアシスト

太田市消費生活センターだより

発行 太田市消費生活センター
太田市浜町2-35(市役所2階)
☎ 0276-30-2220
発行日 令和8年4月1日

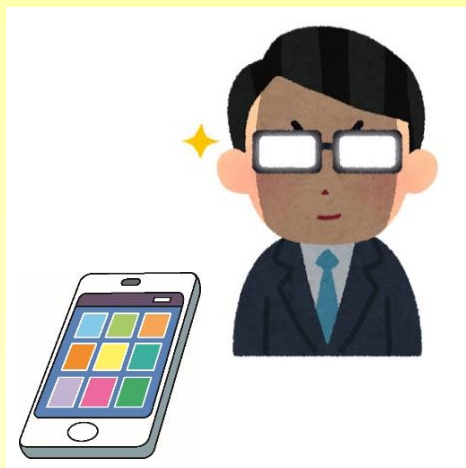
私たちは、日々の暮らしの中で商品やサービスを購入し、利用している消費者です。「くらしのアシスト」では、みなさんの暮らしに役立つ情報や、気を付けていただきたい消費者トラブルの事例などをお知らせしていきます。

【事例】 不要なオプションが付けられていた！？

携帯電話の契約は慎重に！

機種変更のために携帯電話ショップに出かけたところ、最新のスマートフォンを熱心に勧められ契約した。

その後、契約書を確認したところ、
オプションなどが付けられているうえ、
セキュリティソフトも契約させられていた。



★相談員からのアドバイス★

- ・契約の際には、内容をよく確認し、
よく分からない場合は契約しないようにしましょう！
- ・オプション等を勧められても、**必要なければきっぱり断りましょう！**
- ・契約書もその場でよく確認し、不要な契約がないか、
月々の支払額はいくらになるかなどを **よく確認しましょう！**

「おかしいな」と思ったら

太田市消費生活センター(☎0276-30-2220)

へご相談ください。

【くらしの安全】チェックしてみましょう!

配線器具その使い方、間違っていないですか?正しく使って安全に!

- 配線器具(延長コード、テーブルタップなど)が定める定格消費電力を超えて使っていませんか?
- 一つのテーブルタップで炊飯器やオーブンレンジなど消費電力の大きな複数の電気製品を同時に使用するなどしていませんか?
- 電源コードをねじ曲げたり、踏みつけたりしていませんか?
- テーブルタップに電源プラグはしっかり差し込まれていますか?
- 異臭がする、変色しているところはありませんか?
- 配線器具には、寿命があることを知っていますか?
- コンセント差込口に埃がたまっていますか?



● 間違った使い方をすると火災につながる恐れがあります!



【消費者ホットライン】 ☎188 (イヤヤ!)

※お住いの地域の消費生活センターなどの相談窓口につながります。

○太田市消費生活センター ☎0276-30-2220 (市役所2階)

(受付時間) 月~金曜日 午前9時~午後4時 (祝日、年末年始を除く)

○太田警察署 ☎0276-33-0110 (警察相談専用 ☎ #9110)

※もしも、消費者トラブルで困ったら...

一人で悩まずに、お早めにご相談ください。